

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1088 号（諮問第 1757 号）

件名：平成 28 年度第 1 回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会等の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 29 年 11 月 30 日及び平成 30 年 1 月 16 日
- 2 原処分
平成 29 年 12 月 14 日及び平成 30 年 1 月 30 日（一部開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。
- 3 審査請求
平成 29 年 12 月 17 日及び平成 30 年 2 月 2 日
- 4 諮問
令和 5 年 8 月 29 日
- 5 答申
令和 5 年 12 月 26 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 も同様とする。）は、平成 28 年度及び平成 29 年度に開催された愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会並びに平成 29 年度に開催された愛知県特別支援教育連携協議会に係る会議資料であり、分類

2 は、衣浦東部保健所が保有する平成 28 年度及び平成 29 年度分の措置入院に関する診断書である。

(3) 本件審査請求について

実施機関は、別表 2 の 1 欄に掲げる開示しないこととした部分を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

これについて、審査請求人は、審査請求書において、「条例第 7 条第 2 号に該当しない。」と主張していることから、本件行政文書において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件不開示部分の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件不開示部分を見分したところ、分類 1 には、個人の氏名が記載されていた。これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、分類 2 には、個人の氏名、署名、性別、生年月日、住所、職業、病名、生活歴及び現病歴、入院期間及び入院回数、重大な問題行動、現在の精神症状、診察時の特記事項、医学的総合判断、診断日、診察場所等が記載されていた。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

これらの情報は、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ よって、本件不開示部分は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 医療福祉計画課に対する開示請求 H28年度 H29年度 ・課長の復命書 ・課長が会議研修で入手した文書 （発達障害に関するもの、代理出席した分を含む）	分類 1	・平成 28 年度第 1 回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会 ・平成 28 年度第 2 回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会 ・平成 28 年度第 3 回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会 ・平成 29 年度第 1 回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会 ・平成 29 年度第 2 回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会	平成 29 年 12 月 14 日 付け 29 医 福第 538－ 2 号	平成 29 年 12 月 17 日
請求 2 ・措置に係る診察書 H 28 年度～H29 年度	分類 2	・措置入院に関する診断書 （平成 28 年度及び平成 29 年度分 42 件）	平成 30 年 1 月 30 日 付け 29 衣 保第 595－ 66 号	平成 30 年 2 月 2 日

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の氏名 	条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため
分類 2 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、署名、性別、生年月日、住所その他特定の個人を識別できる部分 ・病名、生活歴及び現病歴が分かる部分 ・入院期間及び入院回数が分かる部分 ・診断内容が分かる部分 ・診察時の特記事項、医学的総合判断が分かる部分 	条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため